

売れない時代の販促手段

**“長期レンタル”のご提案**

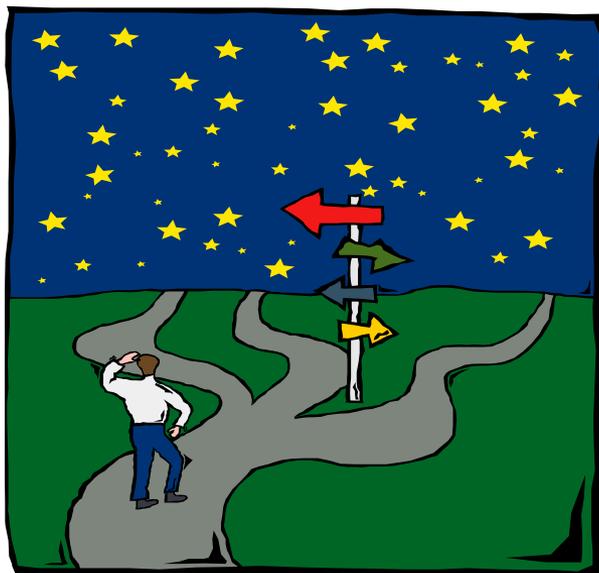
# 御社のお客様はこんな“お困り事”を持っていませんか？

オフバランスにし経費処理  
したいが、よい方法が  
わからない。

御社の製品や設備を導入したいが、  
購入稟議が通りにくい。

社内の予算取り  
を簡単におこな  
いたい。

一括購入で  
支払をするの  
ではなく、  
月々の経費で  
処理をしたい。



固定資産管理や  
税務申告が面倒。

**“長期レンタル”** で **全て解決!**

# レンタル期間の設定

レンタル期間は、法定耐用年数にかかわらず期間設定が可能

★例：所有権移転外ファイナンス・リースの契約期間(L)：

◎法定耐用年数(10年未満の場合)

法定耐用年数×0.7(端数切捨) ≤ L ≤ 法定耐用年数×1.2(端数切上)

※PCの法定耐用年数は4年 → リース期間は2年から5年

◎法定耐用年数(10年以上の場合)

法定耐用年数×0.6(端数切捨) ≤ L ≤ 法定耐用年数×1.2(端数切上)

※ルータの法定耐用年数は10年 → リース期間は6から12年

レンタルはリースと違い法定耐用年数にかかわらず  
実際に使用する期間での契約が可能。

**お客様ニーズに合った期間設定が可能です！**

# レンタルの一般的メリット

## 遊休資産の抑制が可能です

- 必要な時に必要なだけご利用できる為、無駄がありません。

## オフバランス処理が可能です

- バランスシートに影響を与えず設備導入が可能であり、ROAの改善にも貢献できます。

## 固定資産税が要りません

- 資産管理の必要が無く、レンタル費用は全て経費処理出来ます。

## 維持費が不要です

- 定期校正や破損・故障修理等の費用は発生しません。

## 保管場所が不要です

- 社内に保管用のスペースを持ち続ける必要がありません。

## 廃棄費用がかかりません

- 不用になればご返却頂だけで結構です。（※返却費用は別途発生します。）

# 購入・リース・レンタル比較

	購入	所有権移転外ファイナンスリース	レンタル
契約期間	—	比較的長期 (法定耐用年数×70%~120%)	1日から長期も可能
導入物件	新品 & 中古機	新品のみ (基本的には)	新品 & 在庫機
会計処理	売買処理 (オンバランス)	売買処理 <sup>※1</sup> (オンバランス)	賃貸借処理 (オフバランス)
付帯サービス	なし	なし	あり
固定資産税	お客様負担	リース会社負担	レンタル会社負担
動産総合保険	お客様負担	対応	対応
解約	—	原則不可	可能 <sup>※2</sup>
障害時対応	別途保守	メーカー or ベンダー保守 別途追加費用発生	同等スペックの代替機 レンタル料金に込み

※1 ①以下に該当しない場合は所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸借処理が可能です。

- ・会社法における大会社 (資本金 5 億円以上または負債総額 2 0 0 億円以上) およびその子会社
- ・金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出会社およびこの子会社、関連会社

②企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、1 契約のリース料総額が 3 0 0 万円以下であれば賃貸借取引が可能です。

※2 解約時には解約精算金が発生します。